

議案議第2号

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月提出

鹿児島県議会議会運営委員長 藤崎 剛

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会委員会条例（平成3年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表総務委員会の項及び産業観光経済委員会の項を次のように改める。

総務警察委員会	10人	(1) 総務部（教育に関する事項を除く。）の分掌に属する事項 (2) 危機管理防災局の分掌に属する事項 (3) 出納局の分掌に属する事項 (4) 選挙管理委員会の所管に属する事項 (5) 人事委員会の所管に属する事項 (6) 監査委員の所管に属する事項 (7) 公安委員会の所管に属する事項 (8) 他の常任委員会の所管に属しない事項
産業経済委員会	10人	(1) 商工労働水産部の分掌に属する事項 (2) 農政部の分掌に属する事項 (3) 労働委員会の所管に属する事項 (4) 海区漁業調整委員会の所管に属する事項 (5) 内水面漁場管理委員会の所管に属する事項

第2条の表企画建設委員会の項中「企画建設委員会」を「総合政策建設委員会」に、「企画部」を「総合政策部」に改め、同表文教警察委員会の項を次のように改める。

文教観光委員会	10人	(1) 観光・文化スポーツ部の分掌に属する事項 (2) 国体・全国障害者スポーツ大会局の分掌に属する事項 (3) 教育委員会の所管に属する事項 (4) 総務部（教育に関する事項に限る。）の分掌に属する事項
---------	-----	---

第29条第1項中「署名し、又は押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

附 則

- この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に改正前の鹿児島県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第2条に規定する次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ施行日において改正後の鹿児島県議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条に規定する同表の右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員となるものとする。

左欄	右欄
総務委員会	総務警察委員会
産業観光経済委員会	産業経済委員会
企画建設委員会	総合政策建設委員会
文教警察委員会	文教観光委員会

- この条例の施行の際現に旧条例第2条の常任委員会に付託されている事件は、新条例第2

条の規定により当該事件に係る事項を所管する常任委員会にそれぞれ付託されたものと  
みなす。

(提案理由)

常任委員会の名称及び所管事項等を変更するため、所要の改正をしようとするものである。